阿漕浦公衆便所解体工事

図面リスト							
図番	図 面 名 称						
A-1	特記仕様書(1)						
A-2	特記仕様書(2)						
A-3	附近見取図 • 配置図兼仮設計画図 • 進入口仮設計画図						
A-4	立面図・平面図・断面図・仕上表・構造配筋表						

解体工事特記仕様書

- 阿漕浦公衆便所解体工事 I. 工事名
- Ⅱ.工事概要
- 1 工事場所 三重県津市阿漕町津興 地内
- 2 工事内容 棟名称 阿漕浦公衆便所

構造 鉄筋コンクリート造平家建

建築面積 12.46㎡ 延べ面積 12.46㎡

工事項目 建物等の解体 一式

Ⅲ.解体工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕 部監修、最新版)による。

2 特記仕様

- 1) 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
- 2) 特記事項は、〇の付いたものを適用する。
- 3) 項目欄に記載の() 内表示番号は解共仕の該当項目等を示す。

章	項目		特記事項	Į						
1 一般共通事	① 適用基準	本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準等を適用する。 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(最新版) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(最新版) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」(最新版 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準詳細図」(最新版) ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・その他関係法令								
項	② 発生材の処理等 (1.3.10) (4.4.1) (5.4.1)	・ 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、その規模が、建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施に								
		分別解体等の方法 工程	作業の有無	分別解体等の方法						
		建築設備・	・ 有・ 無	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						
		屋根ふき材	○ 有 · 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用						
		外装材 · 上部構造部分		・手作業 ・手作業、機械作業の併用						
		基礎ぐい	○ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用						
		その他()	・有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用						
			無・金属類・有(ダイオキシン類)							
		木材の縮減	処理方法(・実施する)						
		再資源化を図るもの	日する建設廃棄物 ・(リート塊 アルトコンクリート塊 E木材	までの距離が50Kmを超える場合に限る))						

	引渡しを要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。
3 建設副産物情報 交換システム の利用	受注者は受注時において延べ面積が80㎡以上の解体工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書(実施書)」、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出すること。また、工事着手前にJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。
全型県 産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して、支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。
5 工事実績情報の 登録 (1.1.4)	 適用する(請負金額が500万円以上の場合) 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督員に提出すること。
6 電気保安技術者 (1.3.3) 7 疑義	・ 適用する 設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指
8 施工条件 (1.3.5)	示を受けてから施工すること。 ● 監督員と協議し決定する。 施工可能日 ・ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり施工可能時間帯 ・ 指定なし ・ 時 ~ 時 部位別の施工順序 ・ 指定なし ・ () 工事車両の駐車場 ・ 指定なし ・ 図示(図面番号:) 資機材置場 ・ 指定なし ・ 図示(図面番号:)
9 官公庁手続	工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者 負担とする。
① 危険災害の防止	 工事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること。 なお、近隣等との折衝は、あらかじめその概要を監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督員に報告する。 重機搬出入時、発生材搬出時、仮設材搬出入時には、交通整理のための誘導員を配置すること。
①11 工事進入路	重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工事用進入路を汚した場合は速やかに清掃を行うこと。
12 工事写真	1) 着工前:解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。 2) 工事中:随時撮影を行うほか、監督員の指示による。
13)完成写真	写真は着工前・施工中・完成を同一場所から黒板なしで撮影すること。
14) 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況 聴取、調査、検証等に協力すること。
15)提出書類	施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、その他市監督員の指示するものとする。 施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理 契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その 他市監督員の指示するものを添付すること。
16) 産業廃棄物	施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契 約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他監 督員の指示するものを添付すること。

17 不正軽油の使用 1) 一般事項 の禁止

県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出 入車両を含む。) 並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2)調査の協力

受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければな らない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければ ならない。

3) 是正措置

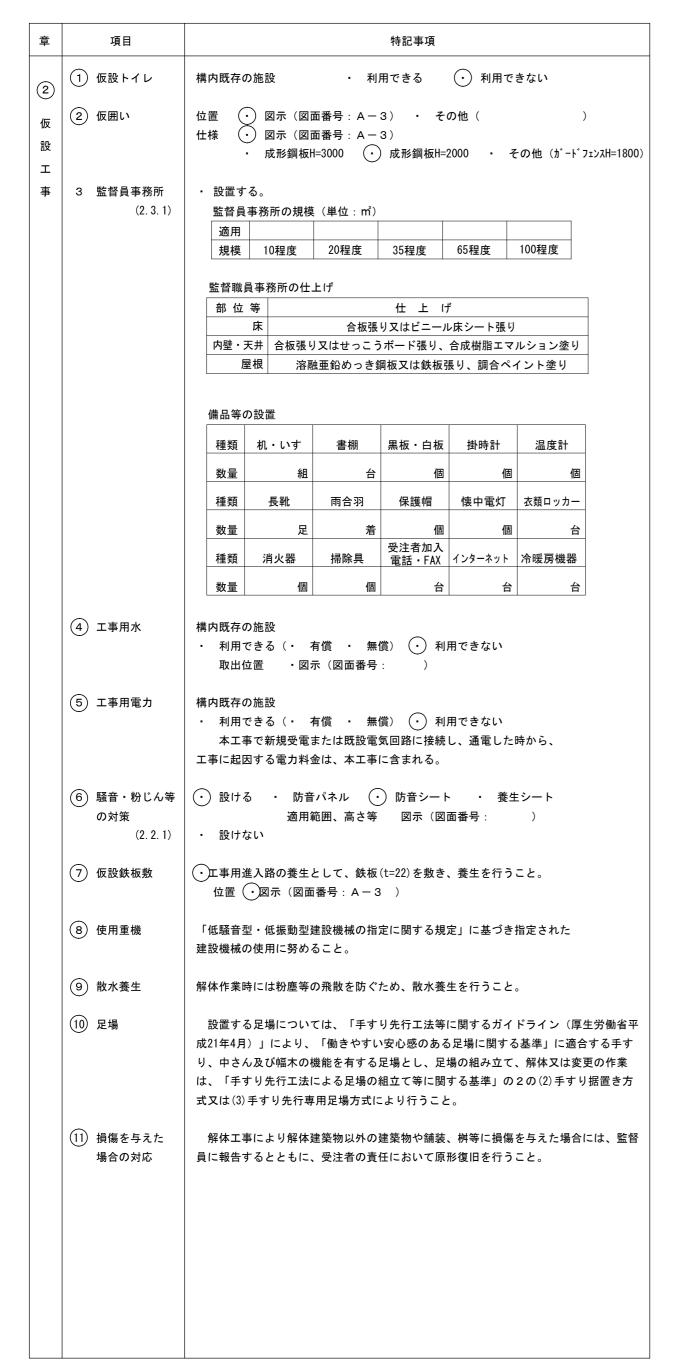
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければなら ない。また、受注者は、下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是 正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

| (18) 地下埋設物の確認 監督員立合いのもと、地下埋設物の確認を受けること。 確認時期は、監督員と協議し決定する。

(19) その他

- ・作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手までの調査は、事前に施設管理者、市監督員の承諾を得ること。
- ・敷地内、周辺での作業・通行等は周辺住民の安全確保に十分配慮すること。
- ・安全対策のため、作業終了時及び休工時は仮囲い出入口及び工事車両進入口門扉を 施錠すること。
- ・作業着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと 写真に記録しておくこと。
- ・設計書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるもの、並びに、取 合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優
- ・工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- ・工事期間中も、海岸砂浜を散策する等、一般市民が利用するため、工事部分を仮囲い で囲み、安全対策に万全を期すること。
- ・工事に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め、騒音規制法に基づき関係機関 への届出・打合せの上作業に着手すること。
- ・工事期間中、工事に起因し既設施設に破損等を与えた場合は、工事請負者の責任にお いて速やかに現況復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。
- ・緊急且つ必要な場合において、市監督員以外(施設管理者等)が直接受注者に指示す ることがある。
- その場合は当該指示に従うこと。
- ・廃材、残土等の搬出にあたっては、周辺道路を汚さないよう当然に無理な積込みは行
- ・工事車両等の出庫時は、タイヤ清掃等を行うなど、工事敷地からの土砂の流出抑制に 心掛けること。
- ・喫煙は限られた場所のみとし、現場内は禁煙とする。
- ・建物付属物については特記なき限リ記載の有無に関わらず全て撤去処分とする。
- ・備品・生活用品等については特記なき限リ記載の有無に関わらず撤去処分とする。
- ・埋設配管については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去とする。
- ・廃材搬出等でやむを得ず堤防の通行規制を行う場合は、極力短期間になる様、努力 すること。また、これに伴う所管庁へ手続きをすみやかに行うこと。
- ・出入口に併設されている防潮扉は、現場作業時以外は、所定の位置へ戻すこと。
- 高潮警報、大津波警報、津波警報、津波注意報又は洪水警報が発令された場合は、 水門陸閘等の操作規則に基づき防潮扉を閉門するため、工事車両を速やかに退去
- ・御殿場海岸広場の管理について、施設管理者(河川排水推進室)と事前に協議する こと。

	縮尺								
図面名称	名称 特記仕様書(1)								
津	市	建	設	部	営	繕	課		^{No.} A − 1



3	(3. 2. 1)	汚水、汚物の回収、洗浄、消毒等 ・ 行う ・ 行う ・ 行わない	
解	, ,		
	2 杭の撤去	杭の撤去	
体	(3. 9. 2)	・ 行う ・ 行わない	
施		解体方法	
I		・ 引抜き工法 (・ 振動 ・ ケーシング ・ () ・ 破砕)
		・ 図示(図面番号:)	
		引き抜いた杭の処理	
		 図示(図面番号:) 	
	3 樹木笙	樹木の伐採抜根及び移植	
	(3.10.1)		
		・ 行わない	
	 (4)地下埋設物及び	地下埋設物及び埋設配管の解体	
	埋設配管	で 行う	
	(3.11.1)	・ 行わない	
	5)解体撤去後	・砕石(C-40)にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。	
	の整地	・再生クラッシャラン(RC-40)にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。	
	(3. 12. 1)	山砂にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。	
		・図示(図面番号:)	
	 6 焼却炉の撤去	 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生関連法令等関連法令を遵	守するこ
	処分	と。マニフェスト管理を行い、処分後には、焼却炉解体作業報告書を提出する。	こと。
		処分にあたっての付着物分析等業務については次のとおりとする。	
		1. D X N・重金属類分析(廃アルカリ(洗浄水)、耐火材)	
		2. 重金属類分析 (焼却灰・燃え殻)	
		3. 環境測定分析(作業前1点、作業中1点)	
4	1 産業廃棄物	特例による広域的処理・図示(図面番号:)	
	広域認定制度		
建設	(4.4.2)	目 40 加八十 7 床充物 /	
建設廃棄物	(4.4.4)	│ 最終処分する廃棄物 ・ () ├ 最終処分場 ・ ()	
物の	, , ,	2000	7
の処理	3 処理に注意を 要する建設廃棄物	建設廃棄物の種類処理方法	
-	(4. 5. 1)	・CCA処理木材	
		・(1)アスベスト含有石膏ボード	
		・(リナスペスト3有石肓刈一ト	-
		・(2) ひ素、カドミウム含有	
		石膏ボード	-
		・ (1) (2) 以外の石膏ボード	
		・再資源化	
		・埋立処分 ・(3)アスベスト含有スレート波板	
		・中間処理	
	1 施工調査	 特別管理産業廃棄物の分析調査	
5	(5. 1. 2)	・ 行う 調査範囲 図示(図面番号:)	
特		・ 行わない	
別管	2 PCBを含む機器類	微量PCB、PCB含有シーリング材の分析調査	
別管理産業廃棄物	(5. 4. 3)	・ 行う 調査範囲 図示(図面番号:)	
業廃	(5. 4. 4)	行わない	
棄物	3 廃油、廃酸、	・ 廃油 適用箇所 図示(図面番号:)	
の処	廃アルカリ の処理の有無	・ 廃酸 適用箇所 図示(図面番号: ・ 廃アルカリ 適用箇所 図示(図面番号:	
理	(5.4.5)	- 院ノルガケ 週前回所 囚小(囚御留ち・・・)	
	(5. 4. 6)		
	4 ダイオキシン類	サンプリング調査	
	(5. 4. 7)	・ 行う 調査範囲 図示(図面番号:)	
		・行わない	
		解体方法及び処分方法	
		・ 第1管理区域で選択できる解体方法:手作業による解体 ・ 図示(図面番号:)	
		洗净方法	
		高圧洗浄機による洗浄(50~100MPa程度)	

	1					
6	1 適用範囲		れているアスベスト含有権			
· \	(6. 1. 1)		用箇所 図示(図面番号	:)		
ァー		行わない				
スペ						
アスベスト含有建材の除去及び処理	2 施工調査	分析によるアスベ	スト含有の調査			
ト合	(6.1.2)	・ 行う 調	査範囲 図示(図面番号	:)		
有		行わない				
建 材						
の除	3 アスベスト	アスベスト粉じん	濃度の測定時期、測定場層	所及び測定点数		
去	粉じん濃度測定	測定時期	測定場所	測定点数	備考	
及	(6. 1. 3)					
処理		処理作業中				
4						
		処理作業後				
	4 アスベスト含有	除去工法		_		
	吹付け材の	 共通仕様 	書[6.3.2](a)			
	除去・処分	• 図示(図	面番号:)			
	(6. 3. 2)	除去したアスベス	トの飛散防止措置			
	(6. 3. 3)	• 固型化	湿潤化			
		除去したアスベス	トの処分		_	
			溶融又は無害	化による中間処理		
	5 アスベスト	処分方法(石綿含	有せっこうボードを除く))		
	含有成形板		溶融又は無害			
	(6. 5. 3)					
、 I	1 施工調査	八七冊木				
	' 心上叫且	分析調査				
7	(7.1.3)		調査範囲 図示(図面番 ·	号:)		
7				号:)		
7 特殊.		· 行う		号:)		
7 特殊な建		· 行う		号:)		
7 特殊な建設副	(7. 1. 3)	行う行わない特殊な建設副が	産物の種類等		回収及び処分	
7 特殊な建設副産	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない		箇所 匠	回収及び処分	
7 特殊な建設副産物の	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副種類	産物の種類等	箇所 匠		
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 E ・ (・ ()	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・()	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> で ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	
7 特殊な建設副産物の処理	(7.1.3) 2 特殊な建設副産物	行う行わない特殊な建設副が種類フロン	産物の種類等	箇所 <u></u> ・(・(・())	

	阿漕浦公衆便所解体工事								
図面名称			‡	寺記仕	様書(2)			原図: A 2
津	市	建	設	部	営	繕	課		No. A − 2

